鉱業法による鉱業権の許可及び鉱物の探査に係る

規制の影響の事前評価書

1. 政策の名称

鉱業法による鉱業権の許可及び鉱物の探査に係る規制

2. 担当部局

経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部政策課 加藤庸之課長

電話番号:03-3501-2773 e-mail:qqmdbc@meti.go.jp

3. 評価実施時期

平成23年3月

4. 規制の目的、内容及び必要性等

(1) 規制の目的

資源価格の高騰・乱高下、資源獲得競争が激化する中、海外での資源権益の獲得に加え、国内での資源開発を着実に進める必要がある。他方、国内において鉱業の基本的制度を定める鉱業法は、制定(昭和25年)以来、本格的な改正がなく、

- ①鉱業権の設定を受けようとする者に対し、開発主体の適切性が担保できないこと から、資源政策上、適切でない主体の鉱区設定や出願が存在すること
- ②先に出願した者が優先して鉱区を取得する制度(以下「先願制度」という。)となっているため、当面の開発意欲のない者などによる実態を伴わない出願が行われていること
- ③資源探査の規制が存在せず、無秩序な資源探査活動が行われていること 等の問題が発生している。こうした状況を踏まえ、国内資源を適正に維持・管理し、適切な主体による合理的な資源開発を行うための制度体系を構築するため、鉱業法の改正を行う。

(2) 規制の内容

今般の鉱業法改正により、①鉱業権の設定等に係る許可基準の追加、②鉱業権の設 定許可に係る新たな手続制度(特定区域制度)の創設、③鉱物の探査に係る許可制度 の創設を行うことを予定している。

①鉱業権の設定等に係る許可基準の追加

鉱業法は、鉱業に関する基本的制度を定める法律である。鉱物の掘採、取得 (開発)を行うためには、鉱業法に基づく鉱業権による必要があるとされており、 鉱業権の取得のためには、経済産業局長に出願してその許可を受ける必要がある。 現行の鉱業法においては、鉱業権の設定の許可を受ける際の基準として、既存鉱区と重複する場合の不許可等の形式的不許可事由(現行法第29条~34条)と、経済的価値がないと認められる場合であって、他の公益を害し公共の福祉に反する場合に不許可とする旨(現行法第35条)が定められている。しかし、これらの不許可事由に該当しない場合には、出願者の能力等にかかわらず、鉱業権の設定が許可される制度(出願者の能力等を一切問わない制度)となっている。

このため今般の鉱業法の改正により、適正な主体に鉱業権を設定することを担保するべく、

- 出願者が技術的能力及び経理的基礎を有する者であること
- 出願者が社会的信用を有する者であること
- ・出願者が欠格事由1に該当する者でないこと
- ・出願者が実施する鉱業が、公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがないこと

を鉱業権の設定の許可の基準に新たに加えることを予定している。出願者にとっては、技術的能力及び経理的基礎を有する者であることを証する書面の提出等が求められる点において、新たな規制措置と言える。

②鉱業権の設定許可等に係る新たな手続制度の創設

現行の鉱業法は、先願制度を採用し、かつ、鉱業権は同一の地域において 2 以上設定することができないとされているため、先の出願が許可された場合、後の出願は不許可とされる。さらに、①で述べたとおり、一定の不許可事由に該当しない限りは、鉱業権の設定が許可される制度となっているため、原則、先に出願した者に対して鉱業権の設定の許可がされる制度となっている。従って、仮に開発能力を有さない者であったとしても、先に出願し、一定の不許可事由に該当しない限り、当該出願は許可されることとなり、仮に、後に出願をした者が開発を適切に行うことができる者であったとしても、当該者に鉱業権は付与されず、結果として鉱物の開発が阻害されているおそれがある。

以上のような状況を踏まえ、石油・天然ガス等、国民経済上特に重要であり、その安定的な供給の確保が特に必要な鉱物(以下「特定鉱物」という。)については、現行の先願制度の下での鉱業権の設定に係る手続に代わり、最も開発を適切に行うことができる主体に鉱業権の設定をする制度(以下「特定区域制度」という。)を創設することにより、最も開発を適切に行うことができる主体による特定鉱物の合理的な開発を着実に実施していくこととする。

なお、特定区域制度においては、

・ 国による鉱区候補地(特定区域)の指定及び開発事業者の募集

¹ 欠格事由として、①鉱業権又は鉱山保安法に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者、②鉱業権が取り消され2年を経過しない者、③法人であって①②に該当する者を役員に含むもの、を定める。

- 申請者について、許可の基準に適合しているかを審査
- ・ 適合している者の中から特定鉱物の合理的な開発その他の公共の利益の 増進の見地から定める評価の基準に従い最も特定鉱物の開発を適切に行 うことができる者を選定
- ・ 選定された事業者に対して鉱業権の設定を許可 の手続により鉱業権の設定を許可することを想定している。

③鉱物の探査に係る許可制度の創設

鉱物資源の探査は、鉱業に不可欠な行為であるが、一定期間、一定の区域を占用して実施することとなるため、占有区域における他の利用を妨げ、他産業等の利益を損じ、公共の福祉に反するものとなるおそれがある。

このため、一定の占用を伴う大規模な探査については、当該探査による効用と他産業等の活動に及ぼす影響を比較考量するとともに、国の鉱物資源の適正な管理に支障を生じないか等の基準に照らして、その妥当性が認められるものについて、許可を与える制度とする。

(3) 規制の必要性

①鉱業権の設定等に係る許可基準の追加の必要性

(2)①で述べたとおり、現行の鉱業法においては、開発主体の適正性を評価するための基準がなく、現行の鉱業法第29条から第35条までに規定される鉱区の重複や鉱業の実施が公共の福祉に反する場合等に該当しない限り、鉱業権の設定の許可がされることとなる。そのため、鉱業法に違反した者等鉱業法遵守の意識が欠如している者や鉱区の広さ、鉱物の賦存量等に応じた、相応の開発能力を有さない者等であっても鉱業権の設定を受けることが可能となっており、鉱業権の付与がされても、鉱物の開発が適切になされない状況となっている。

そのため、鉱業法の法目的に掲げるところの、鉱物の合理的開発を着実に進める観点から、鉱業権の設定に当たり、経理的基礎及び技術的能力を有すること等開発主体の適正性に関する基準を加えることを予定している。

②鉱業権の設定許可等に係る新たな手続制度の創設の必要性

石油、天然ガス等については、国民経済上特に重要であることから、その合理 的な開発を最大限進めることにより、安定的な供給の確保に資していくことが、 が必要であると考えられる。

①の鉱業権の設定等に係る許可基準の追加は、全ての鉱物について適用することで、一定程度の主体の適正性の確保には貢献することが可能であるが、あくまでも先願制度によって鉱業権の設定を行う場合には、先に出願を行ったか否かという事実により、評価がされ、鉱業権の設定がなされることから、後に出願をした者がより適切な者である可能性もあり、特定鉱物について、その合理的な開発を最も適切に行うことができる者に鉱業権の設定がなされる保証はないこととな

る。

そのため、特定鉱物を目的とした鉱業権の設定については、許可基準を満たす者のうち、最適な主体に鉱業権を設定することを可能にするため、現行の先願主義に基づく手続ではなく、新たに創設する以下の手続によることとする。

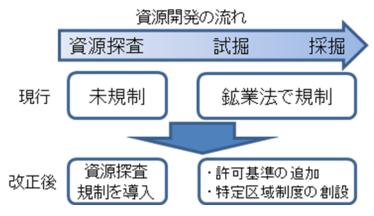
<特定区域における鉱業権の設定手続フロー>

- ・ 国による鉱区候補地(特定区域)の指定及び開発事業者の募集
- 申請者について、許可の基準に適合しているかを審査
- ・ 適合している者の中から特定鉱物の合理的開発その他の公共の利益の増 進の見地から定める評価の基準に従い最も適切な者を選定
- 選定された事業者に対して鉱業権の設定を許可

③鉱物の探査に係る許可制度の創設の必要性

(2)③で記載したとおり、資源開発に不可欠な準備行為である鉱物資源の探査は、一定期間、一定の区域を占用して実施することとなるため、占有区域における他の利用を妨げ、他産業等の利益を損じ、公共の福祉に反するものとなるおそれがあるが、国内法において何ら規制が措置されていない。

このため、一定の占用を伴う探査については、当該探査による効用と他産業等の活動に及ぼす影響を比較考量するとともに、国の鉱物資源の適正な管理に支障を生じないか等の基準に照らして、その妥当性が認められるものについて、許可を与える必要がある。



<新たに導入する規制と資源開発の関係(イメージ図)>

(4) 法令の名称・関連条項とその内容

[名称] 鉱業法

[関連条項]

【鉱業権の設定等に係る許可基準の追加】

- ・第29条第1項第1号 出願者が技術的能力及び経理的基礎を有する者である こと
- ・第29条第1項第2号 出願者が社会的信用を有する者であること

- ・第29条第1項第3号 出願者が欠格事由に該当する者でないこと
- ・第29条第1項第9号 出願者が実施する鉱業が、公共の利益の増進に支障を 及ぼすおそれがないこと

【鉱業権の設定許可等に係る新たな手続制度の創設】

- ・第38条 経済産業大臣(以下「大臣」という。)による特定区域の指定
- ・第39条 鉱業権の設定の申請に係る手続
- ・第40条 経済産業大臣による特定開発者の選定 等

【鉱物の探査に係る許可制度の創設】

- ・第100条の2 鉱物の探査の許可
- ・第100条の3 探査の許可の基準
- ・第100条の4 変更の許可等
- ・第100条の5 探査の許可の取消し
- 第100条の6 中止命令 等

5. 想定される代替案

今般の鉱業法の改正は、鉱業権の設定等に係る許可基準を新たに追加し、鉱業権の 設定許可等に係る新たな手続制度を創設することにより、適切な主体による合理的な 開発が実施されることを目的としている。

今般導入する新たな許可基準による審査の代替案として、鉱業権者となった後も、 当該鉱区を合理的に開発できる者であるかを定期的に審査(以下「定期審査制度」と いう。)し、審査に適合しなければ、その都度、鉱業権の設定を取り消す案が考えられる。

また特定区域制度の代替案としては、例えば、鉱業権の設定の出願がされた場合には、その都度、当該出願がされた区域について鉱業権の設定を受けようとする者を一定期間公募することとし、当該一定期間内に出願をした者の中から、鉱業権の設定の許可をする方法(以下「出願公開制度」という。)が考えられる。

探査許可制度の代替案としては、例えば探査を実施した後に国に事後報告を求める制度の創設が考えられる。

以下 6.、7.において、今般の改正案、上記の代替案、現行の措置における費用 と便益を比較検証し、有効な規制内容を考察する。

6. 規制の費用

規制による費用を遵守費用、行政費用、その他の社会的費用に分解し、①現行の制度、②今般の改正案を、③代替案の各規制に係る費用を検証する。

(1) 鉱業権の設定等に係る許可基準の追加に関する規制費用の検証

		現行制度	改正案(鉱業権の設定等に係 る許可基準の追加)	代替案 (定期審査制度)
***	遵守費用	願書の作成、提出 (出願時)	・願書又は申請書の作成、提出 (出願又は申請時) ・経理的基礎及び技術的能力 を有することを証する書面の作 成、提出(出願又は申請時)	・願書又は申請書の作成、提出(出願 又は申請時)・経理的基礎及び技術的能力を証す る書面の作成、提出(定期的に)
費用	行政費用	不許可基準の審査 (出願時) →必要に応じ、出 願者へ設備設計書 の提出命令又実地 調査を実施。	・不許可基準の審査(①現行制度と同じ) ・経理的基礎及び技術的能力を有するか否かの審査(出願又は申請時の一度のみ)	・不許可基準の審査(①現行制度と同じ) ・経理的基礎及び技術的能力を有するか否かの確認(定期的に)
費用 全体		_	・代替案に比べ、事業者の費用 予見性が高く、不測の損害を与 える可能性が低い 〇	・許可基準が改正案と同じになる場合、事業者は、鉱物資源の資源開発の途中で開発許可を取り消される可能性があり、事業者に不測の損害を与える可能性がある。また、定期的に審査する必要があり、行政における費用も増加する △

<表 1. 鉱業権の設定等に係る許可基準の追加に関する規制費用の検証>

まず鉱業権の設定等に鉱業権の設定等に係る許可基準の追加に関する規制費用を検証する。

①改正案について

現行制度に比べ、許可基準に該当するか否かの審査のため、以下の費用が追加で生じる。

経理的基礎及び技術的能力を有するか否かの審査

出願者又は申請者は、経理的基礎及び技術的能力を有することを証する資料の 提出が新たに必要になる。こうした書面として、財務諸表や開発の実施体制図が 想定されるが、こうした書面の作成は通常事業者が実施しているところであり、 仮に提出を求めたとしても軽微な負担であると想定される。

・社会的信用を有すること、欠格事由に該当しないこと等の審査 社会的信用を有することの確認については、行政側が警察機関等へ直接照会す るため事業者には何ら追加負担を課さず、また行政費用も軽微なものと想定さ れる。 欠格事由への該当の確認については、行政側で既に有している情報により実施するものであり、出願者又は申請者への追加負担はなく、行政費用は軽微なものと想定される。

③定期審査制度について

②の確認を鉱業権者になった後でも定期的に求めることになるため、②現行案の 費用が定期的にかかることになり、②と比しても過度な負担となる。

また通常、資源開発は数年、数十年の長期間を見越して計画され、特に海域で石油や天然ガスの採掘を行う場合、採掘のための設備(リグ)は世界的に数が限られ、長期契約によって調達されることが一般的であり、数十億円の費用がかかるが、仮に鉱業権者たり得るかを定期的に審査する定期審査制度により、一時的に財務状況が悪化している等により、事業者が有していた鉱業権が取消しとなる場合、こうした長期計画が破棄され、事業者が過大な損失を被ることになる。また鉱業権を取得し資源開発を実施しようとする事業者にとっても、事業の途中で容易に権利が剥奪されうることが想定されるため事業の不安定性が増し、事業の予見可能性が著しく損なわれると考えられる。

加えて、現行法においても、鉱業権設定後において、鉱業権者は、鉱業を実施する義務を負い(第62条)、かつ、鉱業の基本計画たる施業案により鉱業を行う義務を負うこととなっており、これらの義務に違反した場合には鉱業権の取消し事由となり、この点に変更はない。定期審査の評価は、鉱業権者になった後においても、その能力等を確認し、合理的開発が不可能と判断される場合には鉱業権を取り消すこととなるが、技術的能力等が失われ、鉱業が実施できない場合、既存の法規制でも同様の効果を発揮することができる。従って、定期審査の導入は、行政及び事業者の負担を増し、かつ、事業者の事業の予見可能性を損なうという点で、必要最小限度の規制範囲を大きく逸脱する可能性があるものと考えられる。

(2)鉱業権の設定許可等に係る新たな手続制度の費用の検証

		現行制度	改正案	代替案
		Ş 11 1 1 X	(特定区域制度)	(出願公開制度)
	遵守費用	-	・事業計画書の提出の作成、提出	同左
費用	行政費用	_	・特定区域の指定・公募の実施・事業計画書の評価	・出願がされた場合における、当該出願地に関する調査・評価等の実施・公募の実施・事業計画書の評価

費用全体	_	公募する地域は特定地域に限定しているため、事業者、行政の費用の合計は代替案よりも少ない(かつB/Cが高いことが見込まれる。) 〇	出願があったものはすべからく公募をかけることとなり、B/Cが低く、また行政費用も増加する。 Δ
------	---	--	---

<表 2. 鉱業権の設定許可等に係る新たな手続制度の創設に関する規制費用の検証>

②特定区域制度においては、申請者に対し新たに事業計画書の提出負担を求めることになる。資源開発のプロジェクトの事業計画書は事業者が事業の検討に際して通常 作成されるものであり、その遵守費用は軽微なものと想定される。

また、事業計画書の評価にかかる費用が行政側に課されることになるが、この費用は、相応の行政負担になるものと想定される。

③出願公開制度においては、出願のあった都度に、国において当該出願のあった区域を調査、評価し、公平性の観点からの条件を設定した上で募集を行う必要があるが、出願のされた区域について全て国が公募を実施するとすれば、多大な行政費用が発生することとなる。さらに、鉱業権の設定に係る区域の公開が事業者の出願を契機として行われることとなるため、事業者の開発計画(どの区域でどう開発していくか)が外部に明らかになることから、事業者の開発意欲を大きく阻害するおそれがある。

(3) 鉱物の探査に係る許可制度の費用の検証

		現行制度	改正案 (鉱物の探査の許可制度)	代替案 (鉱物の探査の事後報告制度)
	遵守費用	П	・申請書、探査を行おうとする区域を表示する図面の作成、提出(申請時)・探査の結果の報告(国から命令されたときのみ)	・探査の実施に関する報告書の作成、 提出(<u>探査の実施後</u>)
費用	行政費用	-	 技術基準に適合するか等許可基準に基づく審査(申請時の一度のみ) ・立入検査・報告徴収の実施、違反行為に係る作業の中止、装置等の除去、現状の回復命令の実施(必要性が生じた場合) 	・立入検査・報告徴収の実施(<u>必要性</u> が生じた場合)
	用 体	-	事前許可を得るための負担 △	事後報告のための負担は改正案より 少ないが、無秩序な資源探査を未然に 排除することができず、近隣住民、他産 業等に被害を与える可能性がある ×

① 現行:特段規制なし

遵守費用、行政費用ともに発生しない。

② 鉱物の探査の許可制度

探査の許可制度については、国の鉱物資源の適正な管理に支障を生じないか等の許可の基準への適合を判断する上で必要な事項を記載した申請書等の提出を求めることとするため、事業者にとって一定程度新たな負担が発生することが想定されるが、あくまでも書類の作成、提出であり、著しい負担増にはならないと想定される。また、許可基準に基づく審査、立入検査・報告徴収の実施、違反行為に係る措置命令等にかかる費用が行政側に課されることになるが、この費用は、相応の行政負担になるものと想定される。

③ 鉱物の探査の事後報告制度

探査の事後報告制度については、鉱物の探査の実施後に報告書の提出を求めることとするため、事業者にとっては一定程度新たな負担が発生することが想定されるが、あくまでも書類の作成、提出であり、著しい負担増にはならないと想定される。また、立入検査・報告徴収の実施等にかかる費用が行政側に課されることになるが、この費用は、相応の行政負担になるものと想定される。

7. 規制の便益

(1) 鉱業権の設定等に係る許可基準の追加による便益

(1) 改正案 (鉱業権の設定等に係る許可基準の追加)による便益

鉱業権の年間の許可件数約370件(平成21年度。石油・天然ガス約110件、石灰石約70件)であることから、今後の年間許可件数及び鉱種の内訳も同程度と仮定する。

今般新たに許可基準を追加することにより、適切な主体に鉱業権が設定され、これにより事業未着手が解消されると仮定し、便益を試算する。

	a.鉱種	b.新たな出願であっ てその後許可される と想定される件数(1 年間)	c.稼働中の鉱業権の 件数 (平成22年度末)	d.年間 総生産量 (※ 2)	e.年間生産額 (※2)	f.鉱業権1件 あたりの年間 生産額	g 改正案を導入することにより、bが未着手とならず、開発・ 生産が実施されることに伴う年間生産額(= 便益)
特定鉱物	石油· 天然ガ ス	110	571	石油(約97万kl)、天 然ガス(約35億m3)		約3.6億円	約400億円
特定鉱物以外	石灰石	70	566	約1.2億t	約880億円	約1.6億円	約112億円
の鉱物	その他(※3)	190	435	_	_	_	約304億円

<表3. 便益の試算表>

- ※1 石油と天然ガスは同時に設定されるケースが主であるため、便益の試算にあたっての 便宜上、石油を目的とする鉱業権と天然ガスを目的とする鉱業権を同件数とした。
- ※2 資源エネルギー統計(経済産業省)を参考。(平成21年度)

※3 特定鉱物以外の鉱物については、便宜上、全て石灰石を目的とする鉱業権として仮定 し、石灰石を目的とする鉱業権1件あたりの生産額を元に便益を試算した。

試算の結果を表3に示す。ここでは各鉱物の年間生産額から稼働中の鉱業権1件 あたりの生産額を求め、当該鉱業権1件あたりの生産額に事業着手の鉱業権数を乗 ずることにより、事業未着手の鉱業権が稼働した場合に生産される額を便益として 試算した。

新たに許可基準を導入することで開発に適した者に既存の鉱業権が設定されると した場合、年間約816億円の便益が試算された。

② 代替案 (定期審査制度)による便益

代替案においても①と同様に鉱業権が開発に適した者に設定されることが期待され、①と同様の便益が期待される。

(2) 鉱業権の設定許可等に係る新たな手続制度の創設による便益

① 改正案 (特定区域制度)による便益

特定区域制度では、国が指定区域を指定することにより初めて事業者は鉱業権の申請が可能になるため、事業者が闇雲に鉱業権の出願をすることはできない。他方、現行法においては先願主義が採用されており、出願があった場合、仮に開発に適さない者であっても現行の不許可の基準に該当しない限り、鉱業権の設定の許可を受けることができるため、当面の開発意欲がなくとも鉱業権の設定を受ける事が可能である。

仮に現行の先願制度に基づき国民経済上重要な特定鉱物を目的とした鉱業権の設定の出願があった場合、不許可とすることができない可能性がある。これを悪用し、こうした出願が日本周辺海域において妨害的に実施された場合、開発に適した者による鉱業権の設定が不可能になる可能性があり、当該資源の開発が阻害されるおそれがある。

特定鉱物について、例えば、現在、わが国近海に賦存するメタンハイドレートは、わが国天然ガス年間消費量の約14年分との試算もあり、メタンハイドレートを商業化した場合には、天然資源の大宗を輸入に依存する我が国にとって、我が国の長期エネルギー安定供給に貢献する新たな国産エネルギー資源となり、我が国の長期エネルギー安定供給に資する新たな国産エネルギー資源となることが期待されているところである。

特定区域制度の導入の便益として、こうした国民経済上重要な特定鉱物について、妨害的な出願等を防止し、国の適正な管理の下で最も開発に適した者に鉱業権を設定することが可能になり、将来的に適切な者による開発を行わせることを担保できると考えられる。

② 代替案 (出願公開制度)による便益

代替案においても開発に適した者に鉱業権の設定をすることが可能であることから、①と同様の便益が得られるものと考えられる。

(3)鉱物の探査に係る許可制度の創設の便益の検証

①改正案(鉱物の探査の許可制度の創設)による便益

鉱物の探査は、資源開発に必要不可欠な行為であり、通常一定期間、一定区域を 占用して実施するため、当該占用区域における他の利用を妨げ、他産業、近隣住民 等に影響を及ぼす可能性があるが、許可を課すことにより、他産業等の利益を損じ ず、公共の福祉に反することなく実施されることが期待される。

②代替案(鉱物の探査の事後報告制度の創設)による便益

鉱物の探査は、資源開発に必要不可欠な行為であり、通常一定期間、一定区域を占用して実施するため、当該占用区域における他の利用を妨げ、他産業、近隣住民等に影響を及ぼす可能性がある。事後報告制度の場合、探査の実施状況を事後的に把握することが可能であるが、他方で他産業の利益を損じず、また公共の福祉に反することなく実施されるかどうかという点について事前に確認することができないことから、他産業の利益を損じ、また公共の福祉に反するような鉱物の探査を未然に防ぎ排除することが困難である。

8. 政策評価の結果

以上検証してきたように、鉱業権の設定等に係る許可基準の追加に係る改正案、代替案(定期確認制度)ともに開発に適した者に対し鉱業権が付与されることにより多大な便益があることが考察された。他方で費用を見ると、改正案(鉱業権の設定等に係る許可基準の追加)では遵守費用、行政費用共に軽微なものと想定されるが、代替案(定期確認制度)の場合、改正案以上の費用がかかるとともに、既存の規制における担保部分を二重で確認することとなるため、必要最小限度の規制の範囲を逸脱するおそれがあり、かつ、資源開発事業の不安定性を増大し、資源開発プロジェクトに悪影響を与える可能性がある。

また、特定区域制度に係る改正案については、日本近海に存する新たな資源を将来的に適切な者に開発させることが可能になり多大な便益が想定される。一方で事業計画書の審査に相応の行政負担がかかるものと想定されるが、これにより得られる便益とを比した場合、改正案を採用することが妥当と想定される。また代替案(出願公開制度)については、同程度の便益が見込まれるものの、出願の都度精緻な調査等が求められることから多大な行政費用が必要となることに加えて、事業者の出願に公募の契機を委ねる以上、出願がなければ公募はなされず、結果として資源開発が大きく遅滞するおそれがある。

これらの結果をまとめると、代替案に比べ、その費用が少なく同程度の便益が得られる改正案がより優れた制度といえ、改正案を選択することが妥当と考えられる。

鉱物の探査に係る改正案については、許可制度の導入により許可基準に照らし厳格な審査を行うことにより、鉱物の探査が他産業等の利益を損じず、また公共の福祉に反することなく実施されることが図られ多大な便益が想定される。他方で許可基準に基づく審査や立入検査・報告徴収、措置命令等の相応の行政負担がかかるものと想定されるが、これにより得られる便益と比した場合、改正案の採用は妥当であると想定される。また、代替案(鉱物の探査の事後報告制)については、行政負担は、改正案(許可制)よりは少なくてすむものの期待される便益は、鉱物の探査の実施状況の事後的な把握にとどまり、鉱物の探査が他産業等の利益を損じず、公共の福祉に反することなく実施されること確実に担保することは出来ない。従って鉱物の探査については、改正案を選択することが妥当と考えられる。

①鉱業権の設定等に係る許可基準の追加

<u> ① 助未作の政と寺に除る計り基準の追加</u> 					
		現行制度	改正案(鉱業権の設定等に係	代替案	
		九门 即反	る許可基準の追加)	(定期審査制度)	
费	遵守費用	願書の作成、提出 (出願時)	・願書又は申請書の作成、提出 (出願又は申請時) ・経理的基礎及び技術的能力 を有することを証する書面の作成、提出(出願又は申請時)	・願書又は申請書の作成、提出(出願又は申請時)・経理的基礎及び技術的能力を証する書面の作成、提出(定期的に)	
費用		不許可基準の審査	・不許可基準の審査(①現行制	・不許可基準の審査(①現行制度と同	
	4 -	(出願時)	度と同じ)	じ)	
	行政費用	→必要に応じ、出	・経理的基礎及び技術的能力	・経理的基礎及び技術的能力を有す	
		願者へ設備設計書	を有するか否かの審査(出願又	るか否かの確認(定期的に)	
		の提出命令又実地	は申請時の一度のみ)		
		調査を実施。			
				・許可基準が改正案と同じになる場	
				合、事業者は、鉱物資源の資源開発	
費	Ħ		・代替案に比べ、事業者の費用	の途中で開発許可を取り消される可	
全		_	予見性が高く、不測の損害を与	能性があり、事業者に不測の損害を	
	14		える可能性が低い 〇	与える可能性がある。また、定期的に	
				審査する必要があり、行政における	
				費用も増加する △	
			・新たに許可基準を導入する		
便益	ź.		ことで、許可された鉱業権によ		
全位	k	_	る事業が未着手とならず実施さ	同左	
			れるとした場合、年間約850億		
			円の便益が試算される。		

②鉱業権の設定許可等に係る新たな手続制度の創設

		TB 亿 先11 在	改正案	代替案
		現行制度	(特定区域制度)	(出願公開制度)
費用	遵守費用	_	・事業計画書の提出の作成、提出	同左
	行政費用	・特定区域の指定 - ・公募の実施 ・事業計画書の評価		・出願がされた場合における、当該出願地に関する調査・評価等の実施・公募の実施・事業計画書の評価
	用体	-	公募する地域は特定地域に限定しているため、事業者、行政の費用の合計は代替案よりも少ない(かつB/Cが高いことが見込まれる。) 〇	出願があったものはすべからく公募をかけることとなり、B/Cが低く、また行政費用も増加する。 Δ
便益 全体		_	・妨害的な出願等を防止し、最も 開発に適した者に鉱業権を設定す ることが可能となり、適切な者に よる開発が実施される。	同左

③鉱物の探査に係る許可制度の創設

		現行制度	改正案 (鉱物の探査の許可制度)	代替案 (鉱物の探査の事後報告制度)
弗	遵守費用	-	・申請書、探査を行おうとする区域を表示する図面の作成、提出(申請時)・探査の結果の報告(国から命令されたときのみ)	・探査の実施に関する報告書の作成、 提出(<u>探査の実施後</u>)
費用	行政費用	_	 技術基準に適合するか等許可基準に基づく審査(申請時の一度のみ) ・立入検査・報告徴収の実施、違反行為に係る作業の中止、装置等の除去、現状の回復命令の実施(必要性 	・立入検査・報告徴収の実施(<u>必要性</u> <u>が生じた場合</u>)

		<u>が生じた場合</u>)	
			事後報告のための負担は改正案より
費用	_	 事前許可を得るための負担 △	少ないが、無秩序な資源探査を未然に
全体	_	事前計りを持るための負担 立	排除することができず、近隣住民、他産
			業等に被害を与える可能性がある ×
		鉱物の探査について、他産業等	
		の利益を損じず、公共の福祉に反	鉱物の探査の実施状況の事後的な把
便益	_	することなく実施される。	握が可能。
全体	_		
		無秩序な資源探査活動を排除すると	無秩序な資源探査活動を排除するとい
		いう政策目的を達成 〇	う政策目的を達成できない ×

<表 4. 費用・便益の比較表>

9. 有識者の見解その他の関連事項

鉱業法制の見直しについて、総合資源エネルギー調査会 鉱業分科会・石油分科会 合同分科会(平成23年2月10日とりまとめ)において有識者及び業界関係者を交 えて議論した。

10. レビューを行う時期又は条件

本規制は、以下に引用する法附則にしたがい、必要があると認めるときは、5年ごとに見直しを行うこととなっている。